

# 会 員 規 則

本規則は、公益財団法人日米医学医療交流財団（以下「本財団」という。）の会員の権利と義務等を定める。

## 第 1 章 会員の権利義務

第 1 条 本財団の会長、理事長、専務理事が合議して承認した者は本財団の会員となることができる。会員となることを希望する者は、会員一名の推薦書及び本財団所定の申込書を理事長に提出する。

第 2 条 会員は、会費（寄付金）を納入する。

第 3 条 会員の年会費は次のとおりとする。

- (1) 個人会員 1 口 2 万円
- (2) 団体会員（学校、医療機関、企業等） 1 口 10 万円
- (3) 学生会員（医療系の大学生・大学院生） 1 口 5 千円

第 4 条 本財団は、会員に対し、毎年 1 回以上、会費納入についての依頼通知を出す。

第 5 条 会費を滞納していない個人会員は、本財団の運営に関して次の権利を有する。

- (1) 本財団の評議員、理事または委員会の委員に選任されること
- (2) 本財団の評議員、理事、委員、会員、留学研修の助成を受ける者等の候補者を推薦すること

第 6 条 会費を滞納していない会員は、本財団の活動に関して次の権利を有する。

- (1) 本財団が保有する北米の最新の医学・医療情報・医療技術を入手すること
- (2) 本財団からのメール等による情報提供を受けること
- (3) 本財団が設置する情報交換、意見交換の場を利用すること
- (4) 本財団の主催するセミナー、研修会等に参加すること

第 7 条 本財団の会員を辞する場合は、理事長に書面をもって申し出る。

第 8 条 会員が会費を納入しなかった時は、当該年度の翌年度に開催される理事会において、当該未納者の退会について決定する。

## 第9条 名誉会員

会費の納入の有無に関わらず、当財団の役員、委員または顧問などを歴任された方は、名誉会員とする。

第10条 会員が下記の事由に該当するときは、理事会の決議により、資格停止又は除名等の処分をすることができる。

- (1) 本財団の定款や規則等に違反し、または著しく秩序を乱すなど、会員として相応しくないと認められるとき
- (2) 本財団の活動以外でも、違法行為、公益に反する行為、非行行為などが判明したとき

## 第2章 会員名簿の運営

### 第11条 記載事項

- (1) 会員専用サイトには、「個人または法人名、メールアドレス、所属機関名、専門」を掲示する。
- (2) 会員の希望により、著作物、重要な経歴、活動状況などを追加掲載できる。

### 第12条 会員名簿の閲覧

会員は、会員名簿を会員専用サイトにおいて、閲覧することができる。但し、会員の要望により、全部または一部につき閲覧停止とできる。

### 第13条 変更手続

会員は、上記事項につき、変更ある時には、自ら会員専用サイトにて変更手続きを行うものとする。

### 第14条 会員の支援

会員は、メールにて、医療情報の交換、医師の就職に関する協議などの目的のために、互いに連絡できるものとし、本財団もこれを支援する。

## 第3章 会員ミーティングの運営手続

### 第15条 目的

会員の間での医療情報の交換、医師就職のための情報の交換、助成分野についての情報の交換

第16条 WEBミーティング

- (1) 目途として、月2回とし、欧米との会議も円滑化する
- (2) 参加人数については、申込順に上限を定める。

第17条 報告者及びテーマ

- (1) 役員・委員からの報告、メッセージ
- (2) 会員からの報告、課題提起
- (3) 新人会員の紹介、報告
- (4) 会員の論文、出版物の案内、討議
- (5) 会員留学生からの報告
- (6) 海外会員からの報告
- (7) 会員以外からの特別報告

附 則 この規則は、2022年6月16日から施行する。

附 則 この規則は、一部を改正し、2024年3月9日から施行する。